# 【総合評価落札方式】施工上の提案(Ⅱ型)における配点区分の変更について

### 見直し内容

「具体的な対応策」における配点区分のうち、「標準案の範囲に留まる提案」を「1点」から「0点」へ変更

#### 【評価区分と加算点】

① 最も注意すべき事項 ※変更なし

評価区分	配点区分
〇: 記載内容が妥当	1点
×: 記載内容が不適当	O点

### ② 具体的な対応策

評価区分	配点区分 (現行)
〇: 追加提案	2点
△:「最も注意すべき事項」を踏まえているが、 <u>標準案の範囲に留まる提案</u> ◇:※「標準案とする提案一覧」を含む。	1点
「最も注意すべき事項」が不適当、「最も注意すべき事項」を踏まえていない 「追加提案としない提案に該当する、履行の具体性や実現性が不明確 等	、
×: 採用できない提案	0点

配点区分 (変更後)
2点
<u>0点</u>
O点
0点

## 適用開始時期

令和7年4月1日以降の入札公告案件から適用